

別表2 配分対象追加項目

区分	配分対象	配分額	公的支援等	備考		
1 住家以外の建物・物件被害等	① 店舗、事業所等の事業用建物	床下浸水（土砂流入）以上の被害を受けた、店舗、事業所等の事業用建物の営業者(個人又は法人)又は貸家・貸店舗等の所有者(個人又は法人)	10万円	○支援融資等		
		② 貸家・貸店舗等	上記のうち床上浸水以上の被害を受けた個人又は法人（中小企業に限る。）	全壊	250万円	○支援融資等
	大規模半壊			187万5千円		
	半壊			125万円		
	床上浸水			25万円		
	③ 農地、駐車場等の事業用地	土砂流入の被害を受けた農地、駐車場等の事業用地の営業者等(個人又は法人)	10万円	○農地の災害復旧事業等		
	④ 空き家（居住用に限る）	転勤等の事情で一時的に住所を異動し、不在であった空き家の所有者で、床下浸水（土砂流入）以上の被害を受けた者	全壊	250万円		生活再建と密接に関係するため、建物被害程度に応じ住家の第2次配分額の1/2とする。
			大規模半壊	187万5千円		
			半壊	125万円		
			床上浸水	25万円		
一部破損 床下浸水(土砂流入)			10万円			
2 も公的支援の対象となり得る の自費負担等	① 自力仮住宅確保世帯への家賃等負担加算	住家が被災し、自力で仮住宅を確保し家賃等を負担している世帯	30万円	○市による仮住宅確保 ○義援金 住家全壊500万円～床下浸水（土砂流入）10万円		
	② 自費で住家を解体・撤去した者への自費解体・撤去加算	半壊以上の被害を受けた住家を自費で解体・撤去した者	100万円	○市による解体・撤去 ○被災者生活再建支援金 ○義援金 住家全壊500万円	一般的な解体費用（200万円以上）の1/2程度の100万円を限度とする。	
3 その住家被害がない場合の 他の被害	① 周辺被害のため居住できなかった世帯	指定の区域内において、住家に被害がなく、第1次配分の対象になっていない世帯	10万円		指定の区域は、9月2日現在の避難勧告区域とする。※	
	② 宅地への土砂流入	宅地に土砂が流入し、納屋、外構、車庫等に被害を受けたが、住家に被害がなく、第1次配分の対象になっていない世帯	10万円			
	③ 住家敷地の崩壊・流失	住家の被害がなく、第1次配分の対象になっていないが、敷地の擁壁等の崩壊により、崩壊・流失した宅地を補修した者	25万円		住家の一部破損の第2次配分相当額とする。	

注1 被害を受けた建物や用地が複数の場合でも、各配分対象者につき、1配分とする。

2 人的被害以外の配分対象者が他の配分対象に該当する場合、加算の場合を除き、重複して配分しない。

※「指定の区域」は、次の区域です。

【9月2日12時現在の避難勧告区域】

区	地域
安佐南区	避難勧告 八木三丁目6,7,10～13,15,16, 25,26,29～36,40,41,45～51番街区、八木四丁目42～51番街区、 八木六丁目19番街区、八木八丁目3,9,10,30～33番街区、緑井七丁目24～27,32,33番街区、 緑井八丁目7～9,14,15,19,20,25,28～32, 34,36番街区